⑺　「橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」に係る施工計画が適正であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、工場製作と現地での架設作業に配置する技術者は同一でなくてよい。

ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

①　競争参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

②　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、次に示す資格を有する者でなければならない。

ア）「土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）第１編第１章追加主任技術者又は監理技術者及び専門技術者第２項」に示す資格を有する者。

イ）ア）以外の主任技術者の場合には、「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。

（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

③　現場での架設作業に配置する予定技術者は、平成12年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑹の同種工事の現場（架設）経験を有する者であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省（旧建設省、旧港湾建設局及び北海道開発庁を含む）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑼　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある物の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑿　本工事に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

㋐　一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ⅰ　一次審査１）及び２）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30.0点）

㋑　二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ　二次審査１）及び２）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点90.0点）

Ⅰ　一次審査

以下の項目１）及び２）における審査評価点の合計の上位10者までを選抜する。ただし、10番目の審査評価点が同一の者が複数いる場合は、その者全ての者を含む。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中国地方整備局総合評価審査委員会において審査の上、２⑹の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

１）企業の施工実績（審査評価点）

①　申請書に記載された同種工事が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）発注工事で、平成19年４月１日以降に完成した多径間連続合成少数鈑桁橋工事の最大支間長について評価する。

②　申請書に記載された同種工事が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）発注工事で、平成19年４月１日以降に完成した工事の工事成績評定点について評価する。

２）配置予定技術者の能力（審査評価点）

①　申請書に記載された同種工事が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）発注工事で、平成19年４月１日以降に完成した多径間連続合成少数鈑桁橋工事の最大支間長について評価する。

②　申請書に記載された同種工事が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）発注工事で、平成19年４月１日以降に完成した工事の工事成績評定点について評価する。

Ⅱ　二次審査（選抜された者）

一次審査で選抜された者で、下記４⑶２）の期間内に技術提案（具体的な施工計画）及び標準案による技術的所見（施工計画）を提出した者を対象に実施。

本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性

「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性

「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）

橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画

本橋梁は「鋼５径間連続合成少数鈑桁橋」である。

求める技術提案は、橋梁上部工の耐久性及び構造物の安全性を図るため、構造的に重要な部位及び施工について求める。

○工場において加工・溶接の過程を経て製作される鋼部材の品質管理は、橋梁の安全性や耐久性に直結する重要な工程である。

○鋼橋における鋼部材の腐食は、安全性や耐久性を左右する重要な損傷となる。特に塗膜厚の品質確保がしにくい部位として現場継手部等における塗装の品質管理は重要である。

○床版コンクリートは温度変化や気象の影響を受けやすく、また大型車等の繰り返し通行に対して耐久性を損なわないようにする重要な部位であり、床版コンクリートの品質（配合）に留意する必要がある。

○本橋梁は主桁と床版を一体化させて床版に主桁の断面としての機能を受け持たせた合成桁であり、床版として要求される品質及び床版と鋼桁の一体化による合成作用を確保するうえで、密実なコンクリートの施工（締固め）が重要である。

○地覆・壁高欄コンクリートは、温度変化による収縮等によってひび割れが生じやすく、地覆・壁高欄コンクリートのひび割れに留意する必要がある。

以上のことから、「橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」を評価項目とする。

⑵　入札参加者は「価格」及び、「価格以外の要素」をもって入札に参加し、次の①～③の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。